資料３

三田市市政への市民参加条例の概要について

１　三田市市政への市民参加推進委員会の概要

（1）担任事務≪三田市附属機関の設置に関する条例第２条≫

次の事項を担任していただきます。

①　三田市市政への市民参加条例の運用状況及びその評価に関すること。

②　同条例及び規則の見直しに関すること。

③　まちづくり提案への回答に対して再度の検討の申し出がなされた場合に意見を述べること。

④　その他市政への市民参加の推進に関すること。

（2）委員数等≪三田市附属機関の設置に関する条例第２条≫

ア　人数

５名

イ　構成

資料１のとおり

（3）委員の任期≪三田市附属機関の設置に関する条例第２条≫

２年（再任可）

（4）守秘義務≪三田市附属機関の設置に関する条例第４条≫

職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません（退職後も同様）。

２　三田市市政への市民参加条例の概要

（1）目的≪条例第１条≫

まちづくりの原則やルールを定めるまちづくり基本条例に規定する市政への市民参加について、その手続や必要事項を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的としています。

（2）市政への市民参加≪条例第２条第２号≫

市長等（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。）が行う施策等の企画立案の段階から意思決定までの過程において、市民が意見を述べ、又はまちづくりに関する提案を行うことをいいます。

(3) 基本原則≪条例第３条≫

市政への市民参加の基本原則として、次の２点を規定しています。

① 市政への市民参加が市民の多様な意見等が市政に活かされることを期して行われること。

② 市政への市民参加が施策等の内容に応じて、適切な時期及び方法により行われること。

(4) 市長等及び市民の責務

市長等及び市民の責務について、次のとおり規定しています。

ア 市長等の責務≪条例第４条≫

① 市政への市民参加の機会を積極的に設けるよう努めること。

② 市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公開することにより、市政への関心を高めるよう努めること。

③ 市政への市民参加を経た施策等について、市政への市民参加による意見や提案に対する考え方を説明するよう努めること。

イ 市民の責務≪条例第５条≫

特定の個人や団体の利益ではなく、市全体の利益を考慮するとともに、市民相互の自由な発言を尊重するよう努めること。

(5) 他の制度との調整≪条例第６条≫

この条例以外の法律や条例により、市政への市民参加が行われる場合は、この条例に基づく市政への市民参加を実施する必要はないことを規定しています。

(6) 具体的な市民参加の手法等

この条例における市民参加の手法として、次の２点の手続を規定しています。

ア 市長等から市民に対して意見を聴く手続≪条例第７条～第 20 条≫

下表の左に掲げる事項（「対象事項」といいます。）について策定等しようとするときは、下表の右に掲げる７つの手続の中から適切なものを選択し、適切なタイミングで２つ以上（対象事項が議会の議決事項の場合は１つ以上）実施することとしています。

対象事項	市民意見を聴く手続
(ｱ) 市の憲章、宣言等 (ｲ) 市の総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等 (ｳ) 市政における基本的な事項を定める条例 (ｴ) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例 (ｵ) 上記に掲げるもののほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等	(a) 附属機関により市民意見を聴く手続 (b) パブリックコメント手続 (c) 意向調査手続 (d) ワークショップ手続 (e) 公聴会手続 (f) 意見交換会手続 (g) その他の手続

ただし、対象事項が次の５点に該当するときは、これらの手続を実施しないことができることとしています。

① 市税の賦課徴収に関するものその他金銭の徴収に関するもの
② 市長等の裁量の余地がないもの
③ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの
④ 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なもの
⑤ 緊急に行わなければならないもの

イ 市民から市長等に対してまちづくりの提案をする手続≪条例第 21 条≫

10 人以上の満 18 歳以上の市民が市長等に対して、具体的なまちづくりに関する政策を提案（まちづくり提案）することができることとしています。

【対象外の事項】
（ｱ）上記アに掲げる①から⑤までに該当するもの
（ｲ）条例の制定又は改廃に関するもの
（ｳ）事業の実施にあたって、既に議会の議決を得たもの
（ｴ）その他、公序良俗に反するなど著しく不適当なもの

市長等は、まちづくり提案に対する検討結果を公表しますが、提案者においてこの結果に不服があるときは再検討を申し出ることができます。市長等は再検討にあたり、三田市市政への市民参加推進委員会の意見を聴かなければなりません。

裏面の「まちづくり提案事務フロー図」を参照

（7）市政への市民参加の推進

市政への市民参加を推進するための取り組みについて規定しています。

ア 市政参加市民名簿≪条例第 22 条≫

市長等が、「市民の意見を聴く手続」に参加することを呼びかけること等ができる方（名簿委員、ワークショップなど）が登載された名簿を作成することについて規定しています。

イ 運用状況の公表≪条例第 23 条≫

市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表することとしています。

ウ 条例の見直し≪条例第 24 条≫

市長は、運用状況や三田市市政への市民参加推進委員会の意見等に基づいて、継続的に市民参加制度を検証し、必要に応じて見直しをすることを規定しています。

まちづくり提案事務フロー図

